

熊本県立技術短期大学校物品調達及び業務委託等参加要領

1 趣旨

熊本県立技術短期大学校（以下「本学」という。）の定例見積に係る物品の製造、購入、物品等の修理（以下「物品調達」という）、各種業務委託（建設工事に係る業務を除く）、賃貸借（以下「業務委託等」という。）及び物品等の売却の随意契約の取扱いについては、熊本県会計規則及び用品調達規則、物品取扱規則、その他法令に定めによるもののほか、この定めるところによるものとする。

2 参加資格

- （１）見積書を提出できる者は、原則として「熊本県物品調達及び業務委託契約等入札参加資格者名簿」に掲載されている者（以下「物品取扱業者等」という。）とする。
- （２）物品等の売却に係る見積書を提出できる者は、古物商許可業者、産業廃棄物収集運搬業許可業者（以下「古物商許可業者等」という。）とする。

3 物品調達等の公告

- （１）定例見積による物品調達等の情報は、原則として毎週月曜日午後１時３０分に熊本県ホームページに掲載するものとする。
- （２）物品調達等の仕様書は、原則として毎週月曜日午後１時３０分から同週木曜日の午前１２時までの間、「熊本県ホームページ」に掲載するものとする。
ただし、月曜日が休日の場合、翌火曜日から金曜日までの間、掲載するものとする。

4 見積書提出等

- （１）見積参加を希望する物品取扱業者等は、物品調達等の仕様を確認し、前記３の（２）の期間内に定例見積番号を記した見積書（別記様式第１号、第１号の２）を提出しなければならない。
- （２）見積参加を希望する古物商許可業者等は、物品等の売却に係る仕様を確認し、前記３の（２）の期間内に定例見積番号を記した見積書（別記様式第１号の３）を提出しなければならない。
- （３）①購入物品の仕様に同等品可等の記載がある場合、②仕様に適合している場合、③製造又は販売が中止されている場合において、同等品等による見積の場合は、物品購入起案者の承諾を得たうえで、同等品等による見積理由書（別記様式第２号）を見積書に添付しなければならない。
- （３）電子メール又はファクシミリによる提出の場合、見積者は、見積書正本の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 見積書を提出した後は、開札の前後を問わず、引き換え又は取り消しをすることはできないものとする。

5 無効の見積

次の各号の一に該当する見積は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格を有しない者のした見積
- (2) 見積書提出期限までに到着しない見積
- (3) 委任状の提出がない代理人の見積
- (4) 記名押印を欠いた見積（ただし、押印は省略することができる）
- (5) 金額を訂正した見積
- (6) 有効数字直前に「¥」の記載がない見積
- (7) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (8) 開札までにおいて、桁誤りによる金額の錯誤の申立てがあった見積（ただし、数字の記載誤りによる錯誤は無効としない。）

6 契約者の決定等

- (1) 見積を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低（物品等の売却に係る見積にあっては最高）のものを契約者として決定し、学内での手続き完了後、電子メール等により「定例見積番号」及び「契約金額」を通知するものとする。
- (2) 最低価格（物品等の売却に係る見積にあっては最高価格）が同額の見積が複数あったときは、本学が指定する日時・場所において、「くじ引き」により落札者を決定するものとする。
- (3) 代理人による「くじ引き」参加のときは、委任状を提出しなければならない。ただし、「くじ」を引かない者がいるときは、これに代わって見積事務に関係のない本学職員に「くじ」を引かせるものとする。
- (4) 落札者以外の見積者に対しては、電子メール等により定例見積番号及び他者に決定した旨を通知するものとする。ただし、見積参加者及び見積金額については、本学事務局内において閲覧に供する。
- (5) 落札者が契約辞退を申し出る場合は、契約辞退届（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- (7) 物品等の売却に係る契約の締結にあっては、契約者が代金を即納して物品等を引き取る場合は、契約書の作成を省略することができる。

7 納品等の方法

(1) 物品の納品

契約者は、物品購入仕様書記載の納入期限までに物品を納品し、本学検査員の検査を受けなければならない。

(2) 業務委託等

契約者は、受託した業務が完了したときは、履行期間内に業務完了報告書を提出して本学検査員の検査を受けなければならない。

(3) 物品等の売却

契約者は、物品等の引渡しを受けたときは、受領書（発生材の場合は計量伝票）を提出しなければならない。

附則

この要領は、平成２５年１０月１日から施行する。

附則

この要領は、平成２６年１０月１日から施行する。

附則

この要領は、平成２７年６月１日から施行する。

附則

この要領は、平成３０年２月１日から施行する。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

(様式第 1 号)

見 積 書

【 物品購入・業務委託・賃貸借 】

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち消費税及び地方消費税額 円)

定例見積番号

--	--	--

「物品調達、業務委託等仕様書」、「熊本県立技術短期大学校物品調達及び業務委託等参加要領」の内容を承諾のうえ見積りします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

メールアドレス：

印

熊本県立技術短期大学校長 様

(※) 押印を省略する場合は、こちらをご記入ください。

書類提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ		
書類発行責任者		電話番号	
担 当 者		電話番号	

(備考)

- 1 見積金額の有効数字直前に「¥」を必ず付してください。
- 2 見積金額には消費税込みの金額を記載し、見積金額欄の下に消費税及び地方消費税額を併せて記載してください。
- 3 定例見積番号を記入してください。

(様式第1号の2)

見 積 書

第1 不用物品（産業廃棄物）収集・運搬

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち消費税及び地方消費税額 円)

第2 切り粉等の買取り

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち消費税及び地方消費税額 円)

定例見積番号

--	--	--

「物品調達、業務委託等仕様書」、「熊本県立技術短期大学校物品調達及び業務委託等参加要領」の内容を承諾のうえ見積りします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

メールアドレス:

熊本県立技術短期大学校長 様

(※) 押印を省略する場合は、こちらをご記入ください。

書類提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ		
書類発行責任者		電話番号	
担 当 者		電話番号	

(備考)

- 1 見積金額の有効数字直前に「¥」を必ず付してください。
- 2 見積金額には消費税込みの金額を記載し、見積金額欄の下に消費税及び地方消費税額を併せて記載してください。

(様式第1号の3)

見 積 書

【 物品売却 】

金 額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

(うち消費税及び地方消費税額 円)

定例見積番号

--	--	--

「売却物件調書等」、「熊本県立技術短期大学校物品調達及び業務委託等参加要領」の内容を承諾のうえ見積りします。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

メールアドレス:

印

熊本県立技術短期大学校長 様

(※) 押印を省略する場合は、こちらをご記入ください。

書類提出方法	紙 ・ 電子メール ・ ファクシミリ		
書類発行責任者		電話番号	
担 当 者		電話番号	

(備考)

- 1 見積金額の有効数字直前に「¥」を必ず付してください。
- 2 見積金額には消費税込みの金額を記載し、見積金額欄の下に消費税及び地方消費税額を併せて記載してください。

(様式第2号)

同等品等による見積理由書

熊本県立技術短期大学校長 様

下記物品は、 年 月 日付け仕様書による購入物品の同等品として
適正であることを () 様に承諾していただきました。

1 定例見積番号：

2 同等品等で見積書を提出する理由(該当理由に○印を記入)

- () 仕様書に同等品可等(メーカー不問、相当 等)の記載有
() 仕様書記載の仕様に適合しているため
() 仕様書記載品が製造(販売)中止のため

年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

記

仕様書 項目NO.	品 名	メーカー名・型式(規格)	数 量

※ 同等品等で見積書を提出する場合(仕様書記載の品名・規格(メーカー名・型式)以外で見積する場合や仕様書記載の内容(具体的な品名等が明記されていないもの)に適合する物品で見積する場合等)は、必ず**仕様書記載の起案者**に問い合わせいただき、承諾を得たうえで本書を作成し、見積書に添付してください。

※ 本書の提出がない場合、同等品等での納品はできませんのでご注意ください。
「同等品等による見積理由書」が見積期限までに提出されていない場合は、同等品等での納品はできませんのでご注意ください。

(様式第3号)

契 約 辞 退 届

熊本県立技術短期大学校長 様

年 月 日

住 所

会社名

代表者名

印

年 月 日に落札の旨ご連絡いただきました定例見積番号〇〇〇
につきましては、下記理由により契約を辞退したくお願いいたします。

記

【辞退理由】

(1)

(2)

(3)

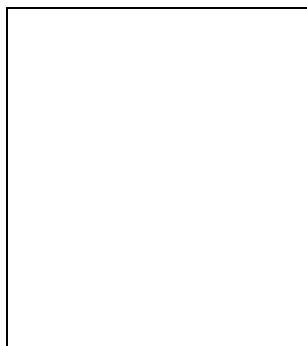
参考様式

委 任 状

今般都合により _____ を代理人と定め、次の定例見積に関するくじ引きの権限を委任します。

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | くじ引き案件 | 定例見積番号 _____ |
| 2 | 実 施 場 所 | 菊池郡菊陽町原水 4 4 5 5 - 1 県立技術短期大学校 |

代理人使用印



年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

熊本県立技術短期大学校長 様